

こども家庭庁(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
14	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	子ども・子育て支援交付金における放課後児童健全育成事業の交付要件の見直し	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」、「放課後児童健全育成事業実施要綱」において、放課後児童支援員及び補助員の要件を緩和(保育士や幼稚園教諭、小学校教員等の資格保持者に対する研修の免除及び資格等を保有しないが学校等において実務経験を有する短時間勤務教員等の追加)するとともに、長期休暇期間に限定して運営する放課後児童クラブ(年間開所日数200日未満)も交付金の対象に加えること。	共働きの核家族世帯の増加等を背景に、放課後児童クラブへの入所ニーズは高まってきているところであり、特に学校の長期休暇期間においては、普段クラブを利用しない世帯からも短期入所の希望があるため、さらにニーズが高くなっている。放課後児童クラブの設備運営にあたり、児童福祉法では、「市町村は内閣府令で定める基準(「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」)を参酌して設備及び運営について条例で基準を定めなければならない」としていることから、市町村の裁量でそれぞれのニーズに応じた運営をすることは制度上可能であるが、一方で、当該事業の円滑な実施にあたって市町村にとって重要な財源である「子ども・子育て支援交付金」の受給については、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」、「放課後児童健全育成事業実施要綱」で定められた支援員及び補助員の資格要件や年間開所日数の要件等を満たす必要があり、事実上、国の基準に合わせた運営をしなければならないのが現状である。そのため、利用ニーズに合わせて長期休暇期間に学校の臨時職員を補助員として活用したり、長期休暇期間限定の放課後児童クラブを設置したりするなどの柔軟な対応をとることができず、結果として希望してもクラブに入れない待機児童が発生する事態となっている。	交付要件の見直しにより、支援員や補助員となりうる人材の総数が増えるとともに、年間開所日数の設定の幅が広がることで、より市町村の実態に即した放課後児童クラブの開設・運営が可能となる。また、長期休暇期間限定の放課後児童クラブが設置されることで、通年で利用したい児童と長期休暇期間のみ利用したい児童のニーズの棲み分けができ、待機児童数の減少が期待できる。	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号) 子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年2月9日付府子本第61号) 「放課後児童健全育成事業」の実施について(令和4年10月5日付子発1005第1号)	こども家庭庁	中津市
44	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	児童福祉施設等における自立支援担当職員に係る専任要件の見直し	児童福祉施設等において加算配置する自立支援担当職員に係る専任要件を見直し、自立支援業務に支障のない範囲で直接処遇職員に勤務ローテーションに入ることを可能とすること。	施設退所後の自立支援については、入所中から日常的な関わりを持ちながら、当該児童の状況や希望等を把握し、信頼関係を築くことが重要であるが、自立支援担当職員に専任要件が課されているため、入所中からの連続した支援が行いづらい。	国が示す児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換が進み、令和4年6月に成立した改正児童福祉法(令和6年4月1日施行)の児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進する等の趣旨を踏まえた更なる支援の実現が図れる。直接処遇職員との兼務が可能となることにより、入所中から当該児童の状況や希望等を把握し、児童と信頼関係を築くことができ、入所中から施設退所後の自立支援まで連続した支援が可能となる。	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日付け厚生省発児第86号) 児童養護施設等における自立支援体制の強化について(令和3年3月8日付け子発0308第4号)	こども家庭庁	大阪府、福島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

（追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの））		回答欄（各府省）
団体名	支障事例	
札幌市、仙台市、千葉市、府中市、相模原市、横須賀市、長野県、大阪府、兵庫県、広島市、今治市、熊本市、鹿児島市	○開所日数の基準については、現状は特に支障は出ていないが、今後、地域によっては過疎化により登録児童数が減少し、閉所する日数が増えるクラブが出てくることが想定される。 上記の場合、周辺に児童クラブがない場合が多く、運営を継続する必要があるにも関わらず、開所日数が不足し、必要な財源である子ども・子育て支援交付金の交付が受けられず、運営を継続させることが困難となる懸念がある。 ○当市では、令和7年度までに全市立小学校に放課後子ども教室を開設する予定である。当市の放課後子ども教室は、長期休業期間は開設しないため、小学校課業日に、放課後子ども教室を利用し、長期休業期間は、放課後児童クラブを必要とする児童が増え、通年開所の放課後児童クラブだけでは、受け入れられなくなる可能性がある。 ○当市においても学校の長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用ニーズは高くなっている。現在の子ども・子育て支援交付金交付要綱や、放課後児童健全育成事業実施要綱の基準による支障よりも、育成支援を行うための場所の確保や、1か月程度のごく限られた期間のみで、なおかつ終日対応可能な人員を確保することが困難なため、積極的に支援の単位を増やして受け入れることができていない。 ○当市において、支援員不足は慢性的に生じており、特に支援員は資格を有する必要があることから、支援員の確保に苦慮しているところである。島嶼部においては、支援員不足により、児童クラブの開設自体が危ぶまれている状況もある。 ○放課後児童クラブの利用希望が、本来、長期休暇期間のみであるにもかかわらず、その利用枠を確保するために年度当初から利用するケースが多く、待機児童数解消の1つの課題になっている。現在は子ども・子育て支援交付金の長期休暇支援加算を活用して長期休暇期間に支援単位の増設をしているが、あくまで支援単位の増設であるため受入可能数としては限定的であること（※）、慢性化している支援員不足等から、事業の拡充が困難である。 （※）大多数の放課後児童クラブでは年度当初から可能な限り児童を受け入れており、長期休暇期間に支援単位を増設する設備的な余裕はない。 ○学童クラブでは人員不足が喫緊の課題であり指導員の配置体制には日々苦慮しており、やむを得ず職員配置が困難であった開所日は、その日に勤務する職員の超勤対応や他学童クラブからヘルプとして職員を派遣する等し対応している。 資格保持者に対する研修の免除等により放課後児童支援員及び補助員の要件が緩和されれば、現場側の負担も軽減することができる。	・都道府県等が実施する放課後児童支援員認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能を補完するものであり、職員の質を担保するうえで重要なことから、基礎的な資格保持者に対して研修科目のすべてを免除することや、免除可能となる新たな類型の追加は考えておらず、本提案に対する対応は困難である。引き続き、職員の育成支援の質が向上されるよう本研修の推進等に努める。なお、放課後児童支援員については、一定の条件の下で研修修了見込み者を含む措置を行っている。また、補助員については、特段の資格等を求めている。 ・長期休暇期間に限定して運営する放課後児童クラブ（年間開所日数200日未満）の交付金への対象追加については、令和5年12月25日に文部科学省と共同で策定した「放課後児童対策パッケージ」において、夏季休業期間等に子どもが過ごす場の確保に係る自治体における独自の取組や、待機児童の状況について調査するとともに、その結果を踏まえ、年度前半や夏季休業中のみの放課後児童クラブの開所支援のあり方を令和6年度に検討することとしている。
茨城県、横浜市、長野県、高知県	-	自立支援担当職員加算は、直接処遇に必要な職員配置とは別に、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図ることを目的として、専任で、施設退所前の児童の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置するために設けた加算であり、自立支援担当職員が直接処遇の勤務ローテーションに入ることは、当該直接処遇に従事する間、施設における自立支援の実施が担保できなくなる状況を生じさせることから、自立支援担当職員が直接処遇の勤務ローテーションに入ることを可能とすることはできない。

管理 番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
49	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業(一般型)における基本分の基準額に係る補助区分の見直し	子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業(一般型)における補助基準額について、年間延べ利用児童数300人以上施設の補助区分の細分化と拡充を求める。	現在の補助区分において、利用児童数300人以上は600人刻みとなっており、1区分あたりの差が大きい運用となっている。このため、例えば児童899人を受け入れることが可能な施設であっても、利用児童数300人程度と同額の補助額であるため、施設側が児童の受け入れを最低限に留めることが危惧され、利用者の利便性を抑制している恐れがある。 また、一時預かり事業は、一定数の保育士を確保する必要があることから保育人材の確保が課題となっており、利用児童数が見込みにくいなかでも、運営体制を常時整えていなければならないことから、人件費にかかる経済的な負担が大きく、事業の実施が困難となっている施設が年々増加している。 これらのことから、利用者の利便性を確保するためには、区分の細分化及び一時預かりの受け入れ実績に応じた補助基準額の拡充による人材確保が必要である。	利用実績に見合った補助区分の細分化により、施設における児童の受け入れ促進効果や、受け入れ枠拡充による利用者の利便性向上を図ることができる。また、受け入れ促進による補助金や利用料の増額分を活用した保育士の処遇改善が可能となることで、既存施設の安定した事業運営はもとより、新たな実施施設の増加につながる。	子ども・子育て支援交付金要綱	こども家庭庁	大阪市、所沢市、指定都市市長会
50	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	放課後子ども教室について処遇改善臨時特例事業の対象とすること	協働活動サポーター等(以下「サポーター等」という。)、放課後子ども教室に係るスタッフに対する支払が「謝金」とされることについて、放課後児童クラブ支援員等(以下「支援員等」という。)に対する支払と同様に「賃金」とした上で、処遇改善臨時特例事業の対象とすることを求める。	支援員等の放課後児童クラブに勤務する職員に対する支払は「賃金」であるとして、令和3年度の処遇改善臨時特例事業及び令和4・5年度の放課後児童支援員等処遇改善事業の対象となり、賃上げが図られた。 一方、協働活動サポーター等(以下「サポーター等」という。)の放課後子ども教室に係るスタッフに対する支払については、「謝金」であるとして同事業の賃上げ対象になっていない。 両者とも子どもの安全を確保するという責任を伴う業務であるにもかかわらず、サポーター等については賃上げが図られていないことで、サポーター等の確保が非常に厳しくなっている。また、これらが要因となり、サポーター等の新規登録数が減少し、ひいては指導員一人当たりの負担が増加する状況により、今後運営が困難になることも予想される。 (参考)サポーター等登録数 ・令和2年度287活動室3,965人(1活動室あたり13.8人) ・令和3年度285活動室3,678人(1活動室あたり12.9人) ・令和4年度281活動室3,305人(1活動室あたり11.8人)	支援員等及びサポーター等についてそれぞれ処遇改善が行われることで、安定的な人材確保につながり、子育て世帯の支援充実に資することができる。	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領 参議院塩村あやか君提出放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に関する質問に対する 答弁書	こども家庭庁、文部科学省	大阪市

〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）〉		回答額（各府省）
団体名	支障事例	
札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、豊橋市、刈谷市、小牧市、大村市、熊本市	○当市では、令和4年度の利用者数が900人をやや下回る施設があり、半数の400人程度の施設と補助基準額が同一となっていることから、区分を細分化し、受け入れ実績に応じて補助基準額の拡充が必要であると考える。 ○当市においても、現行の補助区分の仕組上、施設側が児童の受け入れを最低限に留めている状況が危惧されており、補助基準額の見直しが必要であると考える。 ○当市では、公設民営の保育所2園、私立保育所8園にて一時保育を実施しており、近年では待機児童の解消とともにリフレッシュ目的での利用が増加するなど、家庭保育者への子育て支援の一助にもなっている状況である。このように一時保育の利用ニーズが増えている中、現在の補助基準では十分な補助額が得られないことから、運営主体より一時保育の実施が負担であるとの意見が寄せられている。全国的には、人口減少とともに保育施設の空き定員の増加が課題となる中、今後「こども誰でも通園制度」が全国的に推進されていくものと思われ、今後の制度の再編（これまでの一時保育が新たな給付制度に組み込まれることになるなど）により課題が解消されることも期待するところだが、現状の一時保育の枠組みが維持されるのであれば、提案市と同意見であり、補助区分の細分化や利用実績による補助拡大など、運営主体の費用負担に合わせたきめ細やかな補助制度を検討してほしい。	補助基準額における区分を細分化した場合、現状と同程度の予算規模で実施する場合には、現状の基準額よりも減額する区分と増額する区分が生じることとなると考えられる。 一方、現状の基準額よりも減額する区分が生じないように基準額を設定する場合には、予算規模が現状と比べて大幅に増大する可能性があり、財源の確保が必要となる。 引き続き検討が必要であるものの、補助基準額における区分の細分化及び拡充に当たっては、上記の点に係る検討が必要であることから、現時点においてご提案への対応は困難である。
札幌市、千葉市、我孫子市、横浜市、相模原市、広島市、徳島県	○毎年行っている放課後子供教室への聞き取り調査では、協働活動サポーターの謝金が安価であるために他の働き口の賃金に劣後し、サポーターが集まりにくいという意見が聞かれる。 ○当市においても新・放課後子ども総合プランで一体的に実施しているクラブがあるものの、放課後子供教室分については、賃上げ対象外となっているため、一般財源を用いています。 ○当市では放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で運営しており、放課後児童支援員と協働活動サポーターの区別なくどちらの事業にもかかわるような運営形態をとっている。運営委託している民間事業所においても同様の運営形態を推奨している。放課後児童支援員に対する処遇改善が行われた結果、同様の業務に携わっているスタッフのうち、放課後児童クラブのスタッフのみの賃上げでは、スタッフの納得が得られないと考え、公営については市の一般財源により処遇改善を行った。民営については、事業所判断において、協働活動サポーター分の処遇改善が行われていない状況である。そのため、協働活動サポーターが放課後児童健全育成事業に関わることにに対して抵抗を示しているという報告があった。 ○当市では、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に委託運営する「アフタースクール」の導入を進めている。 アフタースクールでは、17時までの時間は、保護者の就労状況にかかわらず、希望するすべての児童に居場所を提供しており、放課後児童クラブ対象児童と対象外児童が区別なく過ごしており、配置される放課後児童支援員等についても、働き方に区別はない。 このため、国と協議の上、国の補助基準額に利用児童に占める放課後児童クラブ対象児童の割合を乗じた額を補助対象としており、一般的な放課後児童クラブと比較して、賃金改善額が低くなるケースが生じている。（多くの事業者は国の補助基準額まで賃金改善を行っているが、その場合、差額は事業者負担となる。）	放課後児童支援員等処遇改善事業（令和3年度は放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業）は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の支援員等の処遇改善を行うことを目的とした事業です。 一方、放課後子供教室は、社会教育法に基づき、地域と学校が連携・協働して行う「地域学校協働活動」の一環として実施するものであり、地域の多様なボランティアの参画を得て、子供たちに学習や体験活動等の機会を提供する社会教育事業です。このため、自治体において放課後子供教室に参画する者を雇用することは想定しておらず、文部科学省の補助事業においても、放課後子供教室に参画する者に対して支払う経費は「諸謝金」としているところです。 各自治体の独自の工夫として、放課後子供教室に参画する者を雇用したり、学習や体験活動等のプログラムの一部を委託して受託者が雇用する者が参画したりすることを妨げるものではありませんが、御提案にあるように放課後子供教室に参画する者に対して支払う経費を「賃金」とすることは、上記事業の趣旨に照らして 適当ではなく、放課後児童支援員等処遇改善事業の対象とすることも困難です。 他方で、地域学校協働活動推進員等を含め地域学校協働活動の担い手確保については課題認識を共有するところです。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図る中で、地域学校協働活動の取組充実・活性化に向けて、文部科学省の補助事業上の「諸謝金」単価の在り方を含め引き続き検討してまいります。 なお、「新・放課後子ども総合プラン」において示す「一体型」の取組は、放課後児童クラブと放課後子供教室の運営を一体化することではなく、同一小学校内等で両事業を連携して実施し、共働き家庭等の児童を含めた希望する全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できることを指すものです。令和5年12月に策定した「放課後児童対策パッケージ」では、その趣旨を明確化するため、これまで「一体型」としていたものを「校内交流型」と呼ぶこととしています。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
88	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	特定教育・保育等に係る公定価格における「高齢者等活躍促進加算」の対象施設の見直し	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の中で明記されている「高齢者等活躍促進加算」の対象施設について、幼稚園や地域型保育事業を含めること。	「高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図る」ことを目的とする高齢者等活躍促進加算について、現行基準では保育所及び認定こども園(いずれも保育2・3号認定)が加算対象とされているが、幼稚園や地域型保育事業は加算対象外となっている。 幼稚園や地域型保育事業においても、保育補助や環境整備など高齢者等が担うことができる業務は多いものの、加算対象でないことから高齢者等の積極的な任用を促進できていない。また、高齢者等以外の者においても保育補助や環境整備等の担い手を確保することができず、保育士の業務負担が多くなっている事業所も多くある。 主提案市の市内地域型保育事業所(66事業所)に対して、「高齢者等活躍促進」に関する実態調査を独自に行ったところ、56事業所から「加算に該当・類似の取組を実施済」、「活用したい」、「検討したい」等の意欲的な回答があり、実施済の事業所からは「高齢者は人生経験が豊富で頼れる存在となっているほか、高齢者の活躍が保育士の活力にもつながっている」という声があがっている。 その他、「加算の積極的な活用により、園児見守りの目を増やし、余裕ある運営や安全面を向上できる」、「高齢者等ではないが保育配置基準以上に非常勤職員を配置しており、その業務内容は高齢者等でも実施可能」といった声が寄せられており、地域型保育事業等においても高齢者等活用のニーズは高い状況にある。	現在加算対象外となっている幼稚園や地域型保育事業においても、保育補助や環境整備等の比較的専門性を要しない業務を高齢者等が担うことで、保育士等の業務負担が軽減され、運営に余裕が生まれるほか、保育士不足の解消にも資すると考えられる。また、保育士等が本来の保育業務に専念できるだけでなく、経験豊富な高齢者等の助力により、きめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図ることができる。 超高齢化社会を迎える中、地域人材の発掘という観点からも、対象施設に幼稚園や地域型保育事業を含めてほしい。	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府令第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	こども家庭庁、文部科学省	越谷市、品川区、川崎市
156	B 地方に対する規制緩和	08 消防・防災・安全	防災集団移転促進事業等の適用要件の緩和	社会福祉施設等を単独での高台移転でも土地の確保に活用できるよう、防災集団移転促進事業等の適用要件の緩和を求める。	津波浸水区域に所在する社会福祉施設等の高台移転については、特に費用面が課題となり進んでいない。 中でも移転先の用地造成等土地の確保に要する経費が大きいため、土地が対象経費となっている防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業を有効に活用したいところだが、以下の要件のとおり活用には社会福祉施設等の取組以外の要素が必要とされている。 このため、社会福祉施設等の単独での移転でも交付対象となるよう、制度の拡充をお願いしたい。 <要件> ○防災集団移転促進事業 ・移転促進区域内であること。 ・住宅5戸以上かつ移転しようとする住居の数の半数以上であること。 ○津波防災拠点整備事業 ・国が指定する南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域であること。 ・県が指定する津波災害特別警戒区域を有する市町村であること。 ・市町村が作成する津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。	実際に活用可能な補助制度があることで、社会福祉施設等の事業者における高台移転の本格的な検討実施が期待できる。	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第3条	こども家庭庁、厚生労働省、国土交通省	高知県、静岡県、徳島県、安芸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、大川村、中土佐町、大月町

〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、熊本市	○幼稚園や地域型保育事業においても人材確保に苦慮しており、施設、事業所からは「事務員や調理員等が充足しておらず、保育士等の有資格者がその役割を担うことがあり、有資格者の負担が増えている」という声も聞かれる。 幼稚園や地域型保育事業においても、経験豊富な高齢者等が専門性を必要としない業務を担うことにより、保育士等の負担軽減と保育士不足の解消につながると考える。 ○当市の幼稚園でも、高齢者等を雇用している事例があるため、保育士等の業務負担軽減のためにも、見直しが必要と考える。	高齢者等活躍促進加算については、公定価格が平成27年度の制度創設前の各施設に対して行われていた財政支援の枠組み等を踏まえ設定されていることや、施設における人材の活用のあり方を踏まえて検討する必要があることから、提案への対応は困難である。
旭川市、ひたちなか市	－	「防災集団移転促進事業」については、自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助している事業であり、あくまで住居の集団的移転の促進を目的としているものである。なお、社会福祉施設等は、複数人居住している実態があったとしても住居には含まれないため、防災集団移転促進事業の補助対象外である。 また、「津波防災拠点整備事業」については、南海トラフ巨大地震の津波により甚大な被害が想定される地区において、都市計画法に基づく団地の津波防災拠点市街地形成施設の枠組みを活用し、道路、公園、緑地のほか、津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設等の整備を支援している事業であり、あくまで津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地の整備を図る観点から、当該市街地が有すべき諸機能に係る施設を一団の施設としてとらえて一体的に整備することを目的としているものである。 以上により、今回の提案のような、社会福祉施設等の単独での移転でも交付対象に追加することは、上記の事業の制度の趣旨からしてふさわしくないものと考えられる。 なお、社会福祉施設等については、厚生労働省、こども家庭庁所管の補助事業において、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助するという目的で当該事業が行われており、従前から用地取得、用地造成費用を補助対象経費としては認めていないところである。

管理 番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
168	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	保育所において子育て支援員研修修了者等を保育士に代えて配置可能にする規制緩和	年度途中の保育需要の増加や産前産後休業・育児休業等による欠員など、やむを得ず保育士確保ができない場合において、子育て支援員研修修了者等、保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を自治体の判断により保育士に代わって保育所に配置できるよう、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条において規定されている保育所の人員配置基準を緩和すること。	児童福祉法では、保育所を含む児童福祉施設に配置する従業者及びその員数は、国が定める人員配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条)に従うこととされている。 令和5年3月31日に政府が公表した「次元の異なる少子化対策」のたたき台(「こども・子育て政策の強化について(試案)」)では、1歳児及び4・5歳児に対する人員配置基準について、1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へ改善するとともに、保育士等の更なる処遇改善を検討するとされており、これによって保育士の負担軽減や保育の質向上が期待できるが、一方で、保育士の絶対数が限られている小規模自治体等においては、保育士の確保が課題となる。 特に年度途中における産前産後休業や育児休業、退職等による欠員の発生や、保育需要の増加等によって迅速に保育士の確保が求められるケースにおいては、人員配置基準に従った体制を確保することがより困難となり、待機児童の増加に繋がる恐れがある。	突発的な要因で保育士が不足した際に、各自治体が柔軟に保育士以外の人材も含めた人員配置を行えるようになることで、保育の質を向上させながら状況に応じて弾力的な運用を行うことが可能となり、「次元の異なる少子化対策」をより実効的なものにする事が期待できる。	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条	こども家庭庁	長野県、須坂市
203	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	児童養護施設における看護師配置基準の見直し	厚労省局長通知が定める児童養護施設の看護師配置基準について、2人以上の配置を後押しするような見直しを求める。	【現行制度について】 厚労省局長通知では、被虐待児や障がい児など継続的な服薬管理等の医療的ケアを必要とする児童が15人以上入所する児童養護施設については、看護師1名を配置するよう求めるとともに、配置施設に対しては看護師1名分の加算措置を設けている。 【支障事例】 当県内では、8か所の児童養護施設が看護師を配置しているが、医療的ケアを必要とする児童数は平均で23.1人(17～36人、計185人、令和4年4月1日時点)に達しており、一部の施設では、処遇の質を確保するため、国の配置基準に1名を上乗せした2名の看護師を配置している。 【制度改正の必要性】 全国の児童虐待相談対応件数が31年連続で過去最多を更新する中、虐待のトラウマを抱えた児童は大部分県内でも増加傾向にあり、とりわけ医療的ケアを要する施設入所児童はこの5年間で大きく増加(平成29年:145人→令和4年:185人)していることから、児童養護施設における看護師配置の充実に向けた基準見直しとそれに伴う加算措置の拡充が求められている。 【支障の解決策】 児童養護施設それぞれの実態に即した運営が可能となるよう、配置基準を「1か所の施設について医療的ケアを担当する職員の加算は1人分とすること」と固定するのではなく、「2人分以上」の加算を得られる見直しをすることで支障が解決すると考える。	医療的ケアを要する施設入所児童が増加傾向にある中、看護師配置の充実を後押しすることで、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などの医療的支援体制を強化することができる。	令和4年2月18日子 発0218第8号厚生 労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知	こども家庭庁	大分県、九州地方知事会

〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
旭川市、横浜市、熊本市、大阪市、相模原市、長野県、千葉市	－	保育所等における人員配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「基準」という。)において、都道府県等が条例を定めるに当たり、国の基準に従うこととしている。 御指摘の子育て支援員研修は、主に家庭的保育事業等の乳児や満3歳未満の幼児を想定した内容の研修であるため、この研修を終了した者をもって保育所等における保育士と代替することは、満3歳以上の幼児の保育の質を維持する観点から認められない。 また、保育の質を全国一律に保障する観点から、保育所等における保育士を、保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県が認める者に代替することは困難である。
茨城県、横浜市、川崎市、長野県、大阪府、高知県、宮崎県	○当県においては、医療的処置や服薬等が必要な児童など医療的なケアが必要な児童の割合が高くなっており、看護師の担う役割が年々大きくなっている。また、医療的ケアが必要な児童割合は、今後も横ばいもしくは増加傾向にあることから、児童養護施設の日常生活における支援体制の強化のため、看護師の配置基準拡充の必要性があると考える。 ○看護師配置の対象施設について、母子生活支援施設も加えていただきたい。 当市にある母子生活支援施設入所者について、医療的ケア児に対応するため、乳児院等多機能化推進事業における医療機関等連携強化事業の補助を行い、看護師配置をしているが、母子生活支援施設入所者はDV等被害者で広域入所となることが多く、市の負担が大きい。 母子生活支援施設の看護師配置について、補助金ではなく、措置費での対象となるよう改善を求める。 ○当府においても、児童相談所への養護相談のうち、虐待を理由とするものが多い状況である。 母子生活支援施設においては、定数上配置職員に医療職がおらず、加算措置もない。一方で、DVの影響等により、母子ともに服薬管理等の医療的ケアが必要な世帯もあり、医療職配置に係る施設からのニーズが高い。また、令和4年の児童福祉法改正において、「妊産婦等生活援助事業」が法定事業化されたところだが、特定妊婦等の支援にあたっては、母子生活支援施設が重要な社会資源となる。こうしたことから、医療職の配置については、母子生活支援施設も含め児童福祉施設に関し、制度の見直しを検討されたい。	児童養護施設における看護師の配置については、措置費においては、平成20年度より推進しており、平成24年度からは、従来20人以上としていた医療的ケアが必要な児童の要件を15人以上と引き下げる等の対応を行った。さらに、平成29年度地方分権提案を踏まえて、平成30年度より、予算補助として「乳児院等多機能化推進事業」の「医療機関等連携強化事業」において、母子生活支援施設も含め児童養護施設等における看護師の加配の支援を行っている。引き続き、児童養護施設等に入所する児童の実態等を踏まえつつ、看護師配置の支援を行っていく。

管理 番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
204	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	利用児童の大多数が外国人である認可外保育施設における保育従事者の資格基準の緩和	利用児童の大多数(8割以上)が外国人であり、母国語で、母国の教育・保育が行われている外国人向けの認可外保育施設においては、「保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上」という基準を「外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置」「日本の保育士資格有資格者を1名以上配置」といった基準に緩和すること。	児童の大多数が外国人である認可外保育施設は、基準上必要とされている保育従事者数を確保することが極めて困難であり、幼児教育・保育の無償化の経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、幼児教育・保育の無償化の対象外となる見通しである。 保育士確保にあたっては、認可施設においても苦慮しているなか、外国語で、外国の保育に対応できる有資格者を認可外保育施設で確保することが極めて困難な状況となっている。 当該施設では、母国の有資格者を配置することで保育の質と安全の確保に努めており、これまで、滞りなく適切に施設運営されている。 幼児教育・保育の無償化の制度の対象外になってしまうことで、外国人の子育て家庭への負担が発生し、施設への利用料金の支払いが滞ることになれば施設運営の存続も危ぶまれることとなり、認可施設に馴染めなかった子どもたちが居場所を失ってしまうことになってしまう。	認可施設に馴染めなかった外国人の子どもたちの居場所となっている認可外保育施設が、幼児教育・保育の無償化の対象となることで、外国人子育て家庭の負担軽減や施設の安定的運営が図られる。	子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号イ(2)、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)	内閣府、こども家庭庁	滋賀県
206	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(加算算定方法の見直し)	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の運用の見直し	【現行制度】 「処遇改善等加算Ⅰ」においては、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するとされているにも関わらず、現行の加算方法は、職員の平均経年数が11年以上の場合は同一とされており、長く働いても加算額が増えない制度設計になっている。 【支障事例】 当市の場合、職員の平均経年数が11年を超える施設が86%となっており、そのため、職員の平均経年数が11年を超え、加算率が上限を超えている施設であっても、職員の定期昇給は行う必要があるが、処遇改善等加算Ⅰによる収入は増えないため、本来行うべきベースアップや定期昇給へ反映しづらい現状がある。 【制度改正の必要性】 出生数の減少などにより入所児童数の確保が困難な施設においては、職員個人の業績の低下を理由として賞与を下げることで「経営上の安定」にはつながるものの、一方で、保育人材の確保が喫緊の課題である中、さらなる待遇の悪化により人材確保が困難になる「運営上の課題」を引き起こす要因ともなっている。「経営上の安定」と「運営上の課題」の双方を維持・向上されるためにも、長く働くことによって保育人材の確保と資質の向上につなげる必要があり、早急な制度の再構築の必要がある。 【支障の解決策】 平均経年数や賃金改善及びキャリアパスの取組に応じた加算率の算定方法の抜本的な見直しをはじめ、処遇改善等加算制度Ⅰ～Ⅲのそれぞれの目的を踏まえた制度の統合、さらには加算算定のシステム化も含めた制度の再構築の検討をお願いしたい。	入所児童数を基礎とした加算算定方法や加算率上限の見直しにより、「経営上の安定」と「運営上の課題」の双方を維持・向上させることで、将来にわたり、質の高い教育・保育を提供できるようにする。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け(最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	こども家庭庁、文部科学省	延岡市

〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）〉		回答欄（各府省）
団体名	支障事例	
横浜市、長野県、浜松市、大阪市、熊本市	○当市においても、利用児童の大多数が外国人である認可外保育施設があるが、保育従事者の資格基準を満たさないこと等により、幼児教育・保育の無償化の経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、幼児教育・保育の無償化の対象外となる可能性がある。	令和6年9月末に経過措置の期限を迎えることから、令和5年9月に、都道府県等に対して、基準を満たすための指導監督等の促進や、基準を満たす見込みがない施設を利用する児童の転園の希望に応えるための検討を依頼したところ。 併せて、指導監督等の促進や転園の希望に応えるための検討をしても、なお、対応が困難な事例について、全自治体に調査したところ、複数の自治体から、外国人児童が多い施設等について回答があった。 この結果を踏まえ、令和6年10月以降は、現行の経過措置に代えて、令和11年度末まで、設備基準など基準を満たすのに相当の期間を要し、かつ、転園も困難なケースに限り、都道府県知事が該当施設を指定する形で無償化対象とする新たな経過措置を設けるべく、法改正を行いたいと考えている。 また、令和5年4月に国家戦略特別区域において、利用する乳幼児のおおむね半数以上が外国人である認可外保育施設について、「外国の保育士資格保有者」や「外国人の乳幼児の保育に知識経験を有する者」を十分な数配置し、かつ日本の保育士資格保有者を1名以上配置している場合は、指導監督基準上の保育従事者の要件(保育従事者のおおむね3分の1以上を有資格者とする)を適用しないことができる特例措置が創設された。同年12月、沖縄県の一部地域での活用が認定され、その特例の全国展開について、保育の質の確保等の観点から、検証結果を踏まえて、2024年度中に結論を得ることとしている。
札幌市、旭川市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、和歌山市、徳島県、熊本市	○当市においても、平均経験年数が11年を超える施設が多数あり、当該施設間でも年数に差があり、同様の支障事例が生じている。 ○処遇改善等加算Ⅰについては、当市でも令和4年度に職員の平均経験年数が11年以上の園が40%を越えており、見直しが必要と考える。	処遇改善等加算Ⅰは施設の職員の平均勤続年数に応じて単価の増加率を増す加算の仕組みとしているが、処遇改善等加算制度については処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について検討を行う必要があることから、提案への対応は困難である。 なお、保育士等の処遇改善については、こども未来戦略を踏まえ、費用の使途の見える化を行いながら、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進めていくこととしている。

管理 番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
221	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を併用する場合の施設利用料の無償化に係る制限の緩和	幼稚園が十分な水準の預かり保育(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上又は開所日200日以上)を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすること。	在籍する幼稚園が十分な水準の預かり保育を実施している場合、認可外保育施設等の併用は無償化の対象とならないことから、利用者から多くの苦情が寄せられている。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際に、預かり保育の選択肢が院内保育施設のみである場合など、多様な働き方が存在する中で、在籍する幼稚園の預かり保育の実施水準にかかわらず認可外保育施設等を併用せざるを得ない状況であっても、幼稚園の預かり保育の実施水準により無償化の対象外とされることに不公平感が生じている。 また、無償化の要件とされている「幼稚園が法令で定められた水準の預かり保育を提供しているか否か」については、年度開始前に作成される幼稚園の預かり保育に係る年間計画を踏まえて市町村が判断し、幼稚園利用者へ通知することとされており、当市や周辺の自治体では、例年2月頃に判断・通知をおこなっている。一方、幼稚園の願書提出、書類選考、面接等は、入園前年度の10月頃から実施されることが一般的であるため、保護者が入園の準備を行っている時点では、認可外保育施設等を併用した場合に当該認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるか否かについて判断できない状況にある。そのため、幼稚園と認可外保育施設等の併用を予定していたが、入園を目前にして、認可外保育施設等の利用料について、無償化の対象外であることが発覚するといった事態が生じている。実際に、入園前から知っていれば、その園は選ばなかったとの苦情があった。 特に、市外の幼稚園に入園を希望する市民から問い合わせがあった場合、入園を希望する園が認可外保育施設等を併用利用した際に無償化の対象となるか否かについては、年度によって状況が変わることもあり、理解を得ることが難しい。 また、認可外保育施設等を併用利用した分の利用料について、無償化に係る払い戻しの申請があった際、市外の幼稚園に通園している場合は、対象となるか他自治体に確認が必要となり事務が煩雑となる。対象とならない場合、当市への苦情となることがあり、対応に苦慮することがある。	在籍する幼稚園の状況や保護者の勤務体系に関わらず無償化の対象となり、保護者の保育ニーズを満たすことが可能となる。 また、入園予定の幼稚園が認可外保育施設等を併用利用した場合に無償化の対象となるか入園直前までわからないといった不安定な状況に陥ることがなくなり、必要な保育施設を前もって安心して検討することが可能となる。	子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号、子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項	こども家庭庁、文部科学省	茅ヶ崎市

〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）〉		回答欄（各府省）
団体名	支障事例	
船橋市、長野県、浜松市、枚方市、西宮市、大村市、熊本市	○当市においても、就労時間帯等の事情により、やむなく十分な水準の預かり保育を実施している幼稚園と認可外保育施設を併用している事例を問い合わせ等にて把握することがある。 また、年間の実施日数がちょうど200日前後の施設もあることから、祝休日の日数等により年度によって併用ができる／できないの判定が変わることがあり、保護者の体感としては預かり保育の利用可能日数が増えていないにもかかわらず、新年度から対象外となるケースがある。上記のような事例において保護者からの理解を得ることは非常に難しい。	幼児教育・保育の無償化において、幼稚園等に在籍する子どもの保護者が就労していること等により保育の必要性の認定を受けた幼稚園等の利用者（いわゆる新2号又は新3号認定）については、できる限り当該幼稚園等における預かり保育の利用を促すことにより保護者負担を軽減しつつ、その預かり保育の提供水準が、学校である幼稚園等を選択した子どもの保育の必要性という観点から十分でないと言える場合には、例外的に、認可外保育施設等の併用に係る利用料を施設等利用給付の対象としている。 上述の預かり保育の提供水準の基準については、1年当たりの期間が200日、かつ、1日当たりの時間が8時間（教育課程に係る時間との合算）となっている。これは幼稚園の毎学年の教育週数が、特段の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないとされていること及び保育所における保育短時間認定規定が1日につき8時間を原則としていることを考慮して定められている。 現時点においてこの基準の見直しは考えていないが、政府としては、平日及び長期休業中の双方において、長時間、体制の整った預かり保育が実施されるよう、幼稚園等における預かり保育の充実（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）における加算額の累次にわたる充実）等に努めてきたところであり、今後とも、多様な働き方の実態を踏まえながら、幼児教育・保育の無償化に関する事務を適切に実施してまいりたい。